

日野町スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する要綱

日野町スクールソーシャルワーカー設置要綱（平成 28 年日野町教育委員会要綱第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤務) 第 3 条 スクールソーシャルワーカーは、週 <u>40</u> 時間を限度として勤務することとし、勤務日及び勤務時間の割振りは別に定める。</p>	<p>(勤務) 第 3 条 スクールソーシャルワーカーは、週 <u>8</u> 時間を限度として勤務することとし、勤務日及び勤務時間の割振りは別に定める。</p>

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。